

福井県土木部における快適トイレモデル工事の試行要領

1. 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できるトイレ（以下「快適トイレ」という。）設置の試行を本要領により実施する。

2. 対象工事

県土木部の各機関が発注する建設工事のうち、発注機関の長が必要と認めた工事とする。

3. 快適トイレの仕様

現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。現場事務所内（現場事務所と一体）のトイレには適用しない。

快適トイレとは、「（１）快適トイレに求める機能」「（２）付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。

なお、男性と女性が現場で働く場合は、男女別で各１台設置することを標準とする。

（１）快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ①洋式便器
- ②水洗および簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

（２）付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦現場に男女がある場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置など）
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器

⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

⑫室内寸法 900×900mm 以上

⑬擬音装置（機能を含む）

⑭着替え台

⑮臭気対策機能の多重化

⑯室内温度の調整が可能な設備

⑰小物置き場など（トイレットペーパー予備置き場）

4. 実施の流れ

【発注時】

(1) 発注者は、「快適トイレモデル工事」であることを特記仕様書に明示する。

(2) 当初の積算方法は、102,000 円/2 基・月の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げ計上するものとする。

【実施工事の契約後から竣工まで】

(1) 受注者は、快適トイレを設置する前に、「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、設置しようとする快適トイレが本要領の仕様を満たすことを確認する。

(3) 受注者は、監督員の確認を受けた快適トイレを設置することとし、快適トイレの設置後は、速やかに指示・承諾・協議書に設置完了写真を添えて監督員に提出するものとする。

(4) 監督員は、設置された快適トイレを現場または机上で「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。

(5) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積もりを監督員に提出するものとする。

(6) 監督員は、提出された見積もりをもとに、「(1) 快適トイレに求める機能①～⑥」及び「(2) 付属品として備えるもの⑦～⑪」の費用については、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

5. 積算

(1) 快適トイレの費用は、51,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基/工事（施工場所）まで計上できるものとする。（102,000 円/2基・月が上限）

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000 円/基・月（従来品）を除いた額

※2：「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ごとに男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。

(2) 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円/基・月」を比較し、どちらか安い方とする。

(3) 計上の対象とする期間は、快適トイレを設置した実績期間とし、月単位で少数第2位を切り捨てし第1位までとする。

(4) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000 円/基・月を上限に計上可能とする。

(5) 2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。ただし、現場環境改善費（率分）を計上している場合は、現場環境改善の対象とすることができる。

(6) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。

6. 配慮事項

(1) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(2) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

(3) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということがないように、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(4) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込みことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

7. その他

- (1) 本要領に基づき実施した内容については、工事成績評定の加点対象としない。
- (2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。
- (3) 快適トイレの撤去後、受注者は特記仕様書に明記されているアンケートを実施する。<https://forms.office.com/r/cKSrm776Dx>

附則

この要領は、令和7年10月15日以降に公告する工事から適用する。

土木部土木管理課

技術管理・建設DXグループ

0776-20-0471